住所　東京都杉並区荻窪１丁目５番10号
蔡祥弘　昭和52年６月７日生
住所　広島市中区東白島町10番３―401号
吳啓伸　昭和56年８月３日生
住所　滋賀県大津市大平２丁目６番７―202号
𠮷宝強　昭和58年３月16日生
住所　滋賀県大津市比叡辻１丁目15番１―202号
𠮷宝竜　昭和59年10月29日生
住所　青森市虹ヶ丘１丁目７番地９
ネウザ・ヨシコ・シブカワ・ヌマオカ　昭和32年８月14日生
住所　佐賀県唐津市北城内１番21―134号
皮基榮　昭和39年１月28日生
住所　千葉県木更津市岩根４丁目９番10号
朴満有　昭和61年５月26日生
住所　北海道雨竜郡沼田町旭町２丁目５番66号
ミユキ・フェルナンデス　平成３年３月２日生
住所　浜松市東区恒武町487番地２
千葉孝子　昭和15年１月12日生
住所　山口県下関市山の田北町１番２―303号
申燁　昭和19年７月14日生
朴正鳳　昭和25年11月８日生
申幸雄　昭和50年11月７日生
住所　東京都杉並区上井草１丁目12番５号
姜雄司　昭和51年２月21日生

**○外務省告示第五百三十二号**

平成二十一年十月二十九日にハノイで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　三億六千万円
３　贈与の供与期限　平成二十二年十月二十三日まで

**○外務省告示第五百三十五号**

平成二十一年十月二十六日にハノイで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十一年十一月十六日

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

Ⅰ

１　四百二十八億三千万円（四二、八三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅰ」という。）が、この書簡の付表Ａ（以下「付表Ａ」という。）１欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表Ａ２欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

２(1)　借款Ⅰは、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅰの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表Ａ３欄、付表Ａ４欄及び付表Ａ５欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表Ａ１欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

３(1)　借款Ⅰは、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表Ａ１欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款Ⅰの一部は、付表Ａ１欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

Ⅱ

１　二百二十億六千百万円（二二、〇六一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅱ」という。）が、この書簡の付表Ｂ（以下「付表Ｂ」という。）１欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

２(1)　借款Ⅱは、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅱの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表Ｂ３欄、付表Ｂ４欄及び付表Ｂ５欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表Ｂ１欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

３　借款Ⅱは、付表Ｂ１欄に掲げる事業計画の実施のため、ベトナム社会主義共和国政府が指定金融機関を通じて借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

４(1)　借款Ⅱの一部は、ベトナム社会主義共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、付表Ｂ１欄に掲げる事業計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

Ⅲ

１　付表Ａ５欄及び付表Ｂ５欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

２　ベトナム社会主義共和国政府は、Ⅰ３(1)及びⅡ４(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

４　署名者
日　本　側　坂場三男在ベトナム大使
ベトナム側　ヴー・ヴァン・ニン財務大臣
平成二十一年十一月十六日
外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第五百三十三号**

平成二十一年十月三十日にマニラで、気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　気象レーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　三十三億五千万円
３　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで
４　署名者
日　本　側　桂誠在フィリピン大使
フィリピン側　アルベルト・ロムロ外務長官
平成二十一年十一月十六日
外務大臣　岡田　克也

**○外務省告示第五百三十四号**

平成二十一年九月四日にエレバンで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がアルメニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年十月二十九日に効力を生じた。

１　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　一億七千万円
３　贈与の供与期限　平成二十二年九月三十日まで
４　署名者
日　本　側　池上正喜在アルメニア大使館参事官
アルメニア側　ゲラシム・アラヴェルジャン農業大臣
平成二十一年十一月十六日
外務大臣　岡田　克也